令和７年度
須賀川市農業施策基本方針

１　基本方針策定の趣旨

本市では、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次代に引き継ぐことを目的として、「須賀川市食料・農業・農村基本条例」に基づき、平成 24 年度に「須賀川市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

この計画は 10 年後の目指すべき姿を明らかにし、これを具現化するための具体的な施策などを定めており、中間年である平成 29 年度に改定し、令和 4 年度が見直しの時期となっていました。

しかし、国では近年の新型コロナウイルス感染症や世界情勢等の影響により、食料安全保障上のリスクの高まりを背景に、農業政策の基本となる「食料・農業・農村基本法」が令和６年５月に改正され、令和７年春を目途に、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定が進められています。

このような状況を踏まえ、本市の基本計画については、現行法の改正、及び国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の動向を見極めたうえで改定することとし、当面現状の計画期間を延長しています。

そのため、計画改定までの間、本市の農業施策の基本方針を示します。

２　基本方針のポイント

（１）「須賀川市食料・農業・農村基本計画」施策体系の踏襲
（２）国や県の政策・施策との整合性の確保
（３）国の政策動向を踏まえた施策

「須賀川市食料・農業・農村基本計画」はこちら⇒須賀川市ホームページ ＞ 組織でさがす ＞
農政課 ＞ ・・・ ＞ 須賀川市食料・農業・農村基本計画

令和７年３月
須　賀　川　市

3「須賀川市食料・農業・農村基本計画」における施策体系

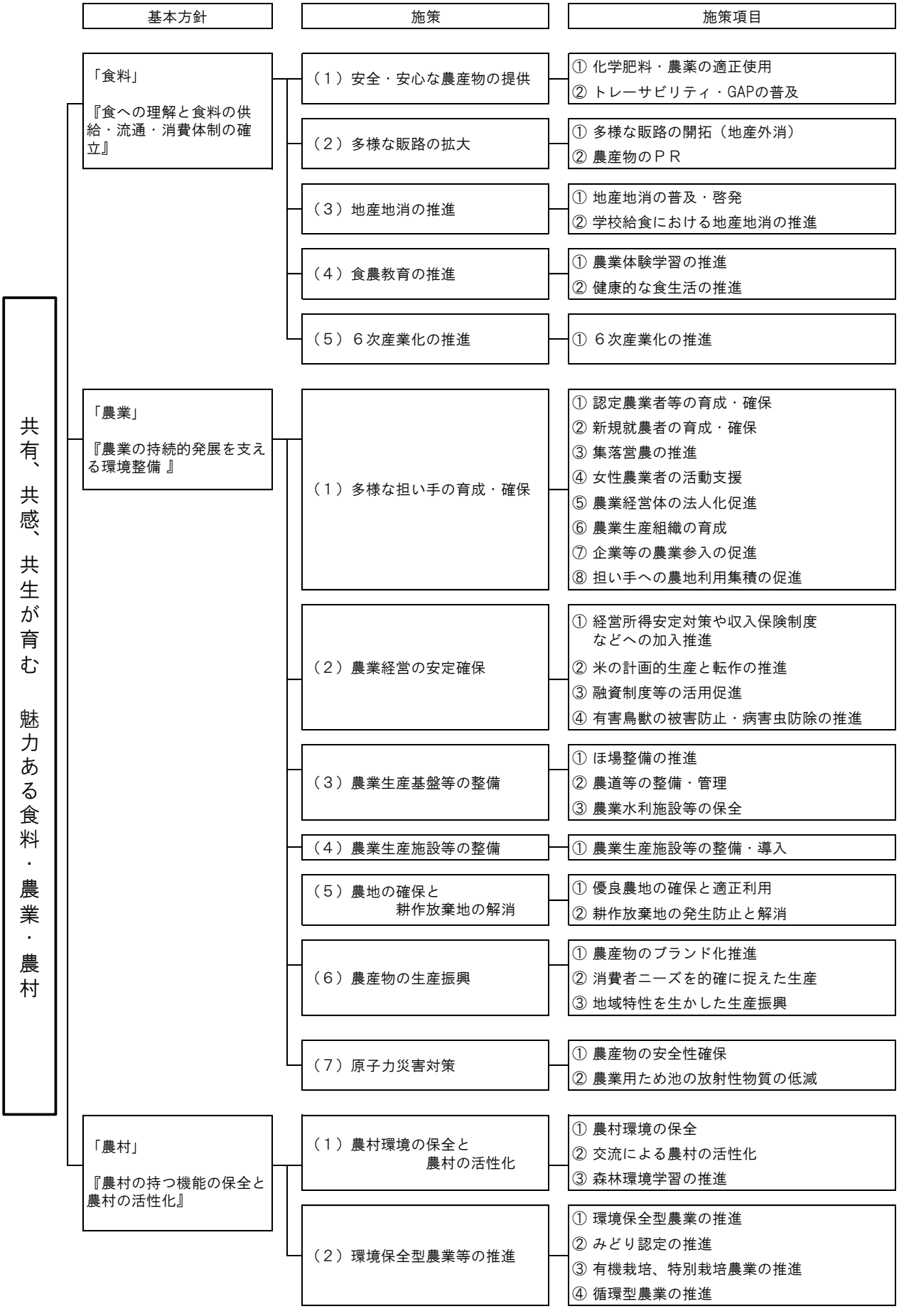

４　基本方針

（１）『食料』食への理解と食料の供給・流通・消費体制の確立

○安全・安心な農産物の供給を図るため、農薬・化学肥料の適正使用や、生産工程を管理するＧＡＰ（農業生産工程管理）の取得を推進します。〔食料(1)－①②〕
○首都圏などの消費者に対して産地の認知度の向上と販路拡大を図るため、市外地域での「地産外消」を推進します。〔食料(2)－①②〕
○地元農産物と地産地消の重要性について理解を深めるため、学校給食における地産地消と食農教育を推進します。〔食料(3)－①②、(4)－①〕
○農産物の生産性だけでなく高付加価値化を図るなど、農産物の６次産業化を支援します。〔食料(5)－①〕

【主な事業項目】
・環境にやさしい米づくり推進事業〔食料(1)－①②〕
・農産物ブランド化推進事業〔食料(2)－①②〕
・地域特産物育成事業〔食料(3)－①〕
・東部地域耕作放棄地再生モデル事業〔食料(3)－①〕
・学校給食地産地消推進事業〔食料(3)－①②〕

（２）『農業』農業の持続的発展を支える環境整備

○地域農業のリーダーを育成するため、関係機関と連携しながら、認定農業者として認定を受けるよう誘導し、適切な指導・助言などの支援を行います。〔農業(1)－①〕
○将来の担い手を育成・確保するため、新規就農者に対するサポート体制をワンストップで対応できるよう強化し、就農初期の技術習得や設備導入を支援します。〔農業(1)－②〕
○ＳＮＳ等を活用し、就農希望者と後継者を必要としている農家とのマッチングを推進します。〔農業(1)－②〕
○農地の合理的利用や機械・施設の共同利用、農作業の共同化、担い手への作業委託など、それぞれの地域の特色を生かした効率的な集落営農を推進します。〔農業(1)－③〕
○集落が抱える人と農地の課題解決のため、関係機関と連携を図りながら、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」の目標実現に向けた取り組みを推進します。〔農業(1)－③･⑥･⑧〕
○法人化を目指す農業者等に対しては、関係機関等と連携しながら、指導・助言を行い、地域及び営農の実態等に応じた農業生産法人設立への取り組みを支援します。〔農業(1)－⑤〕
○担い手への農地集積・集約化による農業経営の効率化図るため、農地中間管理機構が運営する「農地バンク」の活用を推進します。〔農業(1)－⑧〕
○農業所得の確保と安定した農業経営の確立を図るため、国の経営所得安定対策や収入保険制度等の補償制度への加入を推進します。〔農業(2)－①〕
○スマート農業等による農業の効率化、生産性の向上に向けた新たな取り組みを推進します。〔農業(2)－①〕
○主食用米から高需要・高収益な作物へ転作を支援し、稲作農家の経営の安定化を図ります。〔農業(2)－②〕

〇鳥獣による農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣捕獲隊員の確保や鳥獣被害防止柵の設置を推進します。〔農業(2)－④〕
〇農作業の効率化や農村環境の向上を図るため、地域が行う自主的な整備や維持管理を支援するとともに、計画的な生産基盤の整備に努めます。〔農業(3)－①･②･③ 農業(4)－①〕
〇耕作放棄地の発生防止と解消を図るため、国・県の事業を活用するとともに、（公財）須賀川市農業公社等が行う耕作放棄地の再生利用の取り組みを推進します。〔農業(5)－①･②〕
〇特産物であるキュウリや果樹などの品質向上と収量の安定化を図りながら、産地の育成に努めます。〔農業(6)－①･②･③〕

【主な事業項目】
・新規就農者育成支援事業〔農業(1)－②〕
・市農政推進連絡会議による離農者、新規就農者とのマッチング事業〔農業(1)－②〕
・地域計画策定・実現加速化支援事業〔農業(1)－③･⑥･⑧〕
・農地中間管理事業〔農業(1)－⑧〕
・次世代型農業（スマート農業）推進事業〔農業(2)－①〕
・収入保険加入促進事業〔農業(2)－①〕
・水田フル活用推進事業〔農業(2)－②〕
・農作物病害虫等防除対策事業〔農業(2)－④〕
・有害鳥獣駆除対策事業〔農業(2)－④〕
・農業用施設等維持管理事業〔農業(3)－②③〕
・農業水路等長寿命化、防災減災事業〔農業(3)－③〕
・耕作放棄地再生利用推進事業〔農業(5)－②〕
・東部地域耕作放棄地再生モデル事業〔農業(5)－②〕再掲
・農産物ブランド化推進事業〔農業(6)－①〕再掲
・地域特産物育成事業〔農業(6)－③〕

（３）『農村』農村の持つ機能の保全と農村の活性化

〇農地等が持つ多面的機能の確保・保全を図るため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の活用を推進します。〔農村(1)－①〕
〇地球温暖化防止や生物多様性等の効果を発揮させるため、環境保全型の農業を推進します。〔農村(2)－①･②･③･④〕
〇森林が持つ水源かん養や自然災害防止等の多面的機能について理解と関心を深めるため、森林環境学習を推進します。〔農村(1)－③〕

【主な事業項目】
・中山間地域等直接支払交付事業〔農村(1)－①〕
・多面的機能支払交付事業〔農村(1)－①〕
・森林経営管理事業〔農村(1)－①〕
・自然環境学習推進事業〔農村(1)－③〕
・環境保全型農業直接支払交付事業〔農村(2)－①〕
・環境にやさしい米づくり推進事業〔農村(2)－②③〕再掲

5　進行管理――――――――――――――――――――――――――――――

毎年度、基本方針の結果と効果を検証し、効果的かつ効率的な事業展開を図ります。

主な取り組みの指標

NO	指標項目	指標の算出方法	基準値	目標値	現況値	達成
			H23 年度	R4 年度	R5 年度	状況
1	認定農業者数	認定農業者の総数(人)	256	450	328↗	未達成
2	新規就農者数	新規就農者の総数 (平成7年度からの累計)	25	125	147↗	達成
3	耕作放棄地(遊休農地)面積	耕作放棄地(遊休農地)の総面積(全体調査に基づく)(ha)	531	458	450.2↘	達成
4	学校給食における地元農産物使用率	学校給食における食材の地元農産物使用率(%)	39.2	42.0	48.8↗	達成
5	森林環境学習の実施	小中学校による森林環境学習実施校数	7	15	11→	未達成
6	転作作物作付け面積	大豆作付面積(ha)	31.9	45	15.6↘	未達成
		ナタネ作付面積(ha)	4.8	6.0	1.2↘	未達成
		ソバ作付面積(ha)	50	60	32.2↗	未達成
		加工用米作付面積(ha)	49.9	150	248.0↗	達成
		飼料用米作付面積(ha)	30.8	500	621.2↘	達成
7	ほ場整備事業整備率	農地面積におけるほ場整備率(%)	48.7	50.3	50.8↗	達成
8	農地利用権設定面積	利用権設定総面積(ha)	268	720	950↗	達成
9	鳥獣被害防止柵設置延長	年間設置延長(km)	0	50	42.5↗	未達成
10	中山間地域等直接支払制度取組面積	中山間地域等直接支払制度取組面積(ha)	177.4	185.0	202.8→	達成
11	多面的機能支払交付金制度取組面積	多面的機能支払交付金制度取組面積(ha)	1,803.0	3,500	4,027.5↗	達成

※　現況値は、R4 と R5 の比較として、↗増加・→横ばい・↘減少を示しています。

須賀川市経済環境部農政課

〒962-8601　福島県須賀川市八幡町 135　TEL 0248-88-9138